

名誉会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人長野県作業療法士会(以下、本会)定款第5条第3号に基づく名誉会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦基準)

第2条 名誉会員候補者は、本会の正会員で次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 通算20年以上本会の正会員として作業療法業務に携わっており、推薦年度においても本会の正会員である事。
- (2) 会長等の本会役員を10年以上務めていること。
- (3) 本会役員として特筆すべき功績を残していること。
- (4) 原則60歳以上であること。

2 前項の他に、本会の正会員以外の学識経験者で、作業療法の普及又は本会の発展に著しく寄与し、社会的に高い人物評価を得ているもの。

(推薦及び決定の手続き)

第3条 名誉会員の推薦及び決定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 名誉会員候補者を推薦することができるのは、本会理事とする。
- (2) 名誉会員を推薦する理事は、事前に候補者本人の了承を得なければならない。
- (3) 名誉会員候補者を推薦する理事は、別記様式に準じて名誉会員候補者の推薦届を作成し、理事会に提出する。
- (4) 理事会は、推薦届の提出を受けて審議を行い、総会への提案を決議する。
- (5) 総会は理事会からの提案を受けて審議を行い、名誉会員を決議する。

(表彰)

第4条 第3条の手続きを経て名誉会員に決定した者は、別に定める表彰規程に従い、名誉会員表彰を受けるものとする。

(待遇)

第5条 名誉会員の待遇は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員は会費を免除され、名誉会員として名簿に記載される。
- (2) 本会発行の送付物等を受領できる。
- (3) 総会の議決権を有しないが総会を傍聴することができる。
- (4) 本会主催の研修会等には会員と同額の参加費で参加できる。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

附則

1. この規程は令和元年10月4日から施行する。

名 誉 会 員 候 補 者 推 薦 届

ふりがな 候補者氏名	
住所（自宅）	
生 年 月 日	（西暦） 年 月 日（ 才）
推 薦 理 由	
添 付 書 類	候補者の承諾書

上のおり推薦届出いたします。

_____年 月 日

推薦届出理事

住 所 〒 _____

氏 名 _____



名誉会員候補者推薦届出承諾書

_____年 _____月 _____日

一般社団法人長野県作業療法士会の名誉会員候補者になることを承諾します。

住 所 〒 _____

氏 名 _____



推薦届出理事

_____ 殿